

保 総 第 2 9 7 号
令 和 5 年 4 月 3 日

県内医療機関等 代表者 殿

沖縄県保健医療部
保健医療総務課長
(公 印 省 略)

令和5年度「認定看護師・特定行為研修支援事業」に係る実施計画書
及び交付申請書の提出について

本県では、認定看護師及び特定行為研修看護師の育成を図ることを目的とし、令和5年度県予算の範囲内において、沖縄県地域医療介護総合確保基金を活用して、下記の事業を実施する予定です。

については、当補助金の活用を希望する病院・訪問看護ステーション等におかれましては、下記事項にご留意の上、必要書類をご提出ください。

記

1 実施事業名 認定看護師・特定行為研修支援事業

2 提出期日 令和5年7月21日(金)必着

※ 実施計画書及び交付申請書の両方を提出してください。

3 要綱、提出様式の入手方法

交付申請を予定する病院等は申請の前(もしくは同時)に、実施計画書の届出が必要になります。

(1)ホームページから様式等ダウンロードする場合

沖縄県保健医療総務課HPから「沖縄県看護職員確保対策事業」をご覧ください。

(2)メールでの様式送付を希望する場合

届出に必要な様式等をお送りしますので、①、②により、メールにてご依頼下さい。

① メールタイトルを「【〇〇病院(施設名)】認定・特定様式送付依頼」とすること。

② 担当者名、連絡先、返信用メールアドレスを明記すること。

(メール送付先) aa023001@pref.okinawa.lg.jp

4 提出先及び提出方法

取得した届出様式にて書類作成の上、下記住所宛て郵送により原本を提出して下さい。
併せて下記メールアドレスに、データをご提出下さい。

(原本郵送先) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県保健医療部保健医療総務課 看護班 平安山

(データ提出先) aa023001@pref.okinawa.lg.jp

5 提出書類

○実施計画

- (1)様式1 実施計画書
- (2)別紙4 事業計画書
- (3)別紙5 所要基準額計算書
- (4)別添4－(1)「認定看護師教育課程」事業計画書 個別票
- (5)別添4－(2)「特定行為研修」事業計画書 個別票
- (6)別添4－(3)「特定行為研修指導者講習会」事業計画書 個別票
- (7)募集要項(写)および受講決定通知書(写)

○交付申請

- (1)様式2 交付申請書
- (2)別紙1 所要額調書
- (3)別紙4 事業計画書
- (4)別添1－(1)所要額計算補助調書
- (5)別添1－(2)対象経費の支出予定額算出内訳
- (6)別添4－(1)「認定看護師教育課程」事業計画書 個別票
- (7)別添4－(2)「特定行為研修」事業計画書 個別票
- (8)別添4－(3)「特定行為研修指導者講習会」事業計画書 個別票
- (9)歳入歳出予算(見込)抄本

※その他、担当者登録票、委任状(該当する場合)、債権者登録票(新規・口座変更の場合)についても必要に応じて提出をお願いします。

担当

保健医療総務課 看護班 平安山

TEL:098-866-2169

FAX:098-866-2638

認定看護師・特定行為研修支援事業について

この事業は、認定看護師及び特定行為研修受講看護師を養成するため、(1)から(3)までの費用を負担する病院等に対し県が補助することにより、県内の看護の質の向上を図ることを目的としています。

- (1) 認定看護師教育課程に派遣するために要する費用
- (2) 特定行為研修に派遣するために要する費用
- (3) 医療関係職員（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）を特定行為研修指導者講習会に派遣するために要する費用

1 実施事業

(1) 認定看護師教育課程への派遣事業

ア 所属する看護師を県外の認定看護師教育課程に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。）とする。

イ 所属する看護師を県内の認定看護師教育課程に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内（離島在）の病院等とする。

※ただし、補助対象施設からのア及びイの補助申請額の合計が予算額を上回る場合は、受講者の認定分野・病院等における同分野の認定看護師数を勘案し選定する。

(2) 特定行為研修への派遣事業

所属する看護師を県内・県外の看護師特定行為研修に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等とする。

ただし、補助対象施設からの補助申請額の合計が予算額を上回る場合は、受講者の特定行為区分・病院等における同区分の看護師数等を勘案し選定する。

(3) 特定行為研修指導者講習会への派遣事業

所属する医療関係職員等を県外の特定行為研修指導者講習会に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等とする。

ただし、補助対象施設からの補助申請額の合計が予算額を上回る場合は予算の範囲内で調整する。

2 定義

認定看護師教育課程とは、(公社)日本看護協会が認定看護師看護師教育機関として認定した施設が実施する教育カリキュラム及び(一社)日本精神科看護協会が認定看護師を養成するために実施する教育カリキュラムをいう。

特定行為研修とは、厚生労働大臣が指定する特定行為研修を行う学校・病院等（指定研修機関）において厚生労働省令で定める基準に適合する研修をいう。

特定行為研修指導者講習会とは、厚生労働省より看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施団体として選定を受けた団体が実施する講習会をいう。

3 事業の対象経費

1の(1) 認定看護師教育課程及び(2) 特定行為研修

- ① 認定看護師教育課程及び特定行為研修受講経費（入学金、授業料、実習費のうち、病院等が直接教育機関に支出するもの、又は病院等が受講者に対し受講料相当額として支出するもの）
- ② 代替看護職員人件費（給料、賃金・報酬、諸手当及び法定福利費）

ただし、認定看護師教育機関及び特定行為研修への派遣期間中にかかった代替職員の人件費のみを対象経費とする。

1の(3) 特定行為研修指導者講習会

③ 特定行為研修指導者講習会受講に要する旅費

旅費とは、航空運賃と宿泊費（ホテルパックを含む）とし、航空運賃以外の移動に要する費用は対象外とする。

4 基準額及び補助率

1の(1) 認定看護師教育課程及び(2) 特定行為研修

対象経費	基準額	補助率
① 入学金、授業料、実習費	派遣看護職員 1人あたり 700千円	2分の1
② 代替職員人件費 (給与、賃金・報酬、諸手当、 法定福利費)	派遣看護職員 1人あたり 1,328千円	2分の1

※ 1の(1)、(2)のそれぞれの対象経費の実支出額と基準額総額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額が補助額となる。

1の(3) 特定行為研修指導者講習会

対象経費	基準額	補助率
③ 旅費（航空運賃、宿泊料）	派遣職員 1人あたり 100千円	2分の1

※ 対象経費の実支出額と基準額総額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額が補助額となる。

5 補助金申請の流れ

事業開始年度当初 (※1) 事業終了年度当初 (※1) 事業完了時 (※2) 額の確定後

実施計画書の届出 ⇒ 交付申請書の提出 ⇒ 実績報告書の提出 ⇒ 補助金請求

※1：研修の開始と終了が同一年度内であれば、実施計画と交付申請は同じ年度に提出

※2：年度末までに提出

6 その他（注意事項）

- ・前年度に開始し既に受講経費等を支払っている研修等であっても、現年度まで継続し現年度に終了する研修等であれば、研修開始年度に実施計画書の届出がされていることを要件として補助対象とします。
 - ・交付申請以前に実施計画書の届出がない場合は交付申請できませんので、ご注意ください。
 - ・受講経費は病院等から教育機関に直接支払い、その証拠書類（写）を提出して下さい。受講者が教育機関に支払い、病院等がその負担分に対して助成した場合も補助対象となりますが、その場合は病院等が受講者に支払ったことが確認できる証拠書類（写）と受講者が教育機関に支払ったことが確認できる証拠書類（写）の両方を提出して下さい。
 - ・受講者が研修等を終了できなかった場合は補助対象とはなりません。研修等の修了書（写）等の提出をもって研修終了とします。実績報告時に修了書（写）を提出できない場合は、取得次第速やかに提出して下さい。
- なお、事業完了から1年以内に修了書（写）の提出がない場合は研修未修了と見なし、補助金返還となる場合があります。 以上